



島根県報

平成28年5月17日（火）

号外 第 109 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業異分野進出初期投資補助金の交付（土木総務課） 2
の対象等を定める告示

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助（ ” ） 3
成金の交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第383号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業異分野進出初期投資補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第224号）は、廃止する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業異分野進出初期投資補助金（以下「補助金」という。）

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に進出することを促進し、もって中山間地域等における建設産業の経営基盤強化及び経済活性化を図るとともに、地域雇用の創出に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次のいずれかに該当する者

(1) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。）

ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県建設工事入札参加資格を有するもの

イ 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること。

(2) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。）

ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有するもの

イ 直近の決算における売上高が10億円未満であること。

(3) 異分野進出事業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D建設業又は小分類742土木建築サービス業に属する事業以外の分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制の対象とされる営業を除く。）に進出するもののうち、当該事業に専任で従事する者（農業分野に進出するものにあつては、専任又は兼任で従事する者とする。）（事業主及び取締役を除く。）を3名以上雇用するものであつて、交付の目的に沿ったものをいう。以下同じ。）を行うために設立された法人で、次の要件を全て満たすもの

ア 出資者の全てが県内に本店を置く事業者であること。

イ (1)又は(2)に該当する者の出資割合が50パーセントを超えていること。

ウ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること。

(4) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）で、次の要件を全て満たすもの

ア (1)又は(2)に該当する者の出資割合が10パーセント以上であること。

イ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

異分野進出事業を開始又は拡張するための設備投資に要する経費であつて、知事が認めるもの

5 補助金の額及びその交付の率

補助金の額は、1件当たり、交付の対象となる事業に要する経費の3分の1以内で、かつ、100万円以上400万円以下の額とする。

島根県告示第384号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出支援事業助成金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第225号）は、廃止する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に進出することを促進し、もって中山間地域等における建設産業の経営基盤強化及び経済活性化を図るとともに、地域雇用の創出に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次のいずれかに該当する者

- (1) 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県建設工事入札参加資格を有するもの
- (2) 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有するもの
- (3) 異分野進出事業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D建設業又は小分類742土木建築サービス業に属する事業以外の分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制の対象とされる営業を除く。）に進出するものであって、交付の目的に沿ったものをいう。以下同じ。）を行うために設立された法人で、次の要件を全て満たすもの

ア 出資者の全てが県内に本店を置く事業者であること。

イ (1)又は(2)に該当する者の出資割合が50パーセントを超えていること。

ウ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること。

- (4) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）で、次の要件を全て満たすもの

ア (1)又は(2)に該当する者の出資割合が10パーセント以上であること。

イ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

異分野進出事業を検討するための調査又は研究、当該事業を拡張するための調査又は研究及び当該事業の販路拡大のために行う活動に要する経費であって、知事が認めるもの

5 助成金の額及びその交付の率

助成金の額は、1件当たり、交付の対象となる事業に要する経費の2分の1以内で、かつ、100万円以下の額とする。